第2810号（2-2）

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 6月 27日 月曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ ゴルフ会員権に係る裁決事例

Q：さきごろ、ゴルフ会員権に係る裁決事例が公表されたそうですが、どのような内容のものですか？

A：次のような内容のものです。

【解説】

国税不服審判所がこのほど公表したゴルフ会員権に係る裁決事例は、次のような内容です。

①破産宣告を受けた法人が経営するゴルフ場の会員制ゴルフ会員権の譲渡は、所得税法に定める譲渡所得に該当し、他の所得と損益通算ができるかどうかで争われた事例ですが、これについて審判所は、破産宣告を受けたゴルフ場の会員権は、譲渡所得の起因となる資産に該当せず、損益通算はできないとしました。

②預託金制ゴルフ会員権をそのゴルフ場に譲渡した行為、及びゴルフ場の経営会社が民事再生法の適用を受けたために、その経営会社に会員権を無償譲渡したがその所有者が再生債権の届出をしなかったことから預託金請求権が喪失したという場合について生じた損失は、譲渡損失として他の所得と損益通算できるかどうかで争われた事例ですが、これについて審判所は、いずれも資産の譲渡に該当せず、損益通算はできないとしました。

③法人が所有する預託金制の会員権の取引価格が下落した場合は評価損が計上できるかどうかで争われた事例ですが、これについて審判所は、評価損の計上は認められないとしました。